

令和6年度街路樹剪定事業の実施について

本市は、新市街地（ニュータウン）開発当時の多くの街路樹整備により、現在では、市民1人あたりの街路樹本数が県下最大となるなど、緑豊かな景観形成がまちの大きな魅力のひとつとなっています。

一方、時間の経過とともに、街路樹の成長に伴う大木化等が進行する中で、計画的・持続的維持管理が課題となっています。

このため、令和6年度より、毎年実施している道路植栽の除草や寄せ植えの剪定に併せ、大木化した高木や通行の障害になっている高木の街路樹を剪定する事業を新たに実施することとします。

記

1 背景

高木の街路樹は、令和元年度まで定期的な剪定を実施してきましたが、財政的な制約から令和2年度以降、高木剪定に係る十分な対応が困難な状況にありました。

このため近年では、街路樹が大きくなり過ぎるなど、通行への障害や隣地への枝の侵入等の不具合が生じており、市民からの街路樹の剪定に関する要望も多数寄せられてきました。

市では、令和4年11月に「街路樹の適正な育成・管理に向けた基本方針」を策定し、次世代に繋ぐ持続可能な街路樹の育成・管理への取り組みを本格化しており、大木化した街路樹等の適正管理を行うためにも、街路樹剪定事業として新たに予算化し、現状の改善を図ってまいります。

2 予算

道路植栽管理事業費：3,345万円

3 実施予定箇所（予算の範囲内で対応）

大木化した高木の剪定：主にウッディタウン

除草時に行われる高木剪定：パトロール等により把握した障害枝を随時剪定